



今回のみいよく通信では、先日開催した研修会の内容と、年明けの実績報告に向けた事務連絡などをお伝えします。

○「令和5年度魅力ある学校づくり地域協議会関係者研修会」の報告

日 時：10月10日(火)10:00～11:30
 場 所：宇都宮市教育センター コミュニティホール
 参加者数：56名(うち、地域学校協働活動推進員45名、魅力協の委員10名、その他1名)
 内 容：CS(コミュニティ・スクール)モデル事業についての説明

○「魅力ある学校づくり地域協議会(魅力協)」と「コミュニティ・スクール(CS)」

- ・ 宇都宮市では、学校やPTA、自治会などの地域団体や企業等が一体となって地域の子どもたちを育むことを目的に、協力して行動する組織として、全ての市立小・中学校区ごとに「魅力ある学校づくり地域協議会(魅力協)」があります。
- ・ 一方で、国がすべての公立学校への導入を進めている「コミュニティ・スクール(CS)」(学校運営協議会制度)というものがあります。(令和5年5月1日時点での導入率52.3%)
- ・ 宇都宮市の「魅力協」の会議と、国が進める「CS」の会議である「学校運営協議会」は、似ていますが主に以下の点が異なります。

魅力協の会議	学校運営協議会
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校ごとに設立された地域の任意団体であり、学校の運営や教育の充実について話し合い、活動の企画・実施にも関わります。 ● 役割(市の規則に基づく) <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校運営の基本方針案に意見を述べる → 魅力協の委員である地域や保護者などの意見を学校運営に反映し、より良い学校教育を実現するためのものです。 ・ 学校運営の説明に関して、校長に意見を述べる ・ 基本方針の実現に資する教職員の配置に関して、校長に意見を述べる(特定の個人に関するものを除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法律※に基づいて学校ごとに設置される合議制の組織で、当該学校の運営や、運営に必要な支援の方針について協議します。 ※ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5 ● 役割(法律に基づく) <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校運営の基本方針を承認する。 → 学校運営の当事者として役割を持ち、学校運営の最終責任者である校長を支え、学校を応援する役割を担っていることを明確化するものです。 ・ 学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べることができる。 ・ 教職員の任用等に関して教育委員会に意見を述べるができる。 → 学校と学校運営協議会が実現しようとする基本方針にかなった教職員の配置についての意見であり、意見の範囲は教育委員会規則で定めます。

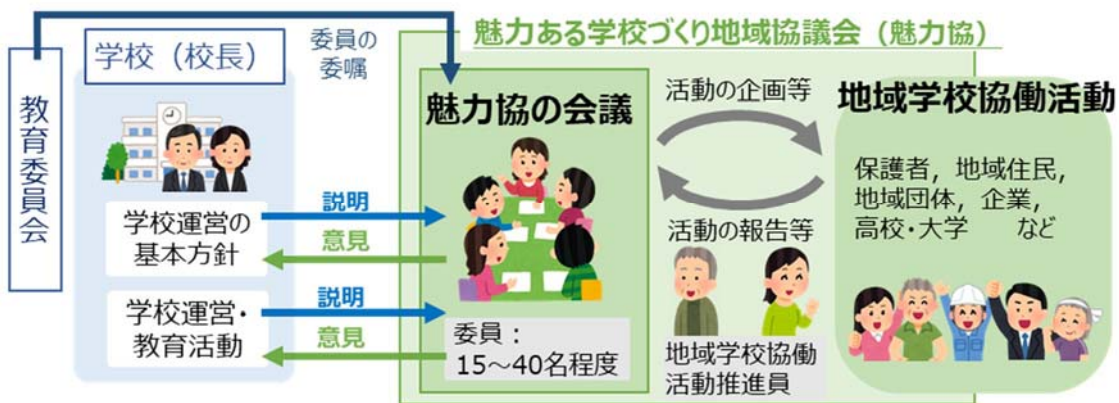
魅力協の会議	学校運営協議会
●保護者や地域住民などが、ボランティアとして委員になります。	●保護者や地域住民などが、特別職の地方公務員(非常勤)として委員になります。組織や活動の継続のために、法的根拠がある身分に任命するものです。

- ・ この相違点がある仕組みについて、本市に必要なかどうか、今後の魅力協の発展に有効かどうかなどを検証するために、「CSモデル事業」を実施します。
- ・ 今後、令和6年度にモデル校を募集し(小・中学校で2校ずつ程度)、令和7年度から令和8年度にかけてCSモデル事業を実施します。また、検証を進めて、令和9年度以降の方向性を決定します。

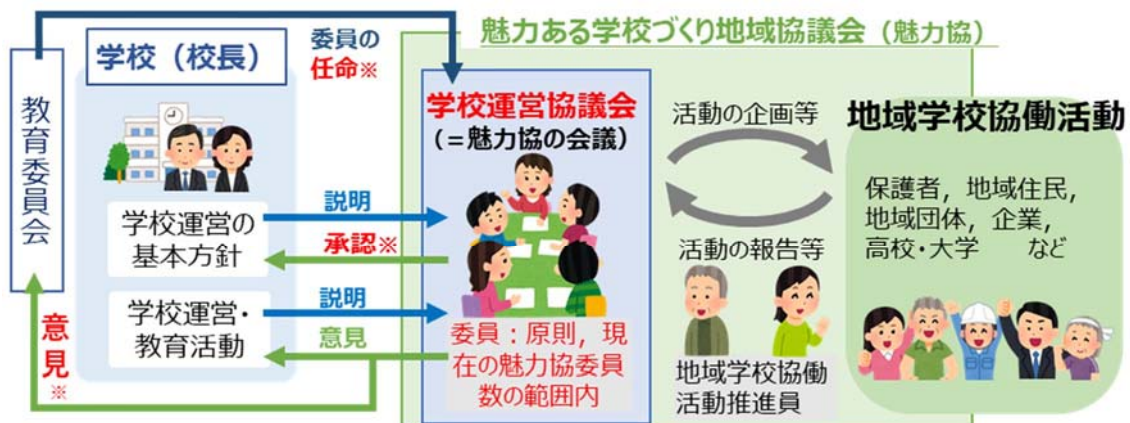
○ CSモデル事業

- ・ 魅力協の会議の中で、学校運営協議会の役割を担っていただきます。主な変更点としては、学校運営の基本方針を承認することになります。また、必要に応じて、教育委員会へ魅力協としての意見を伝えることができます。
- ・ 魅力協の組織や活動は、継続することができます。
- ・ CSモデル事業のときには、教育委員会が魅力協の委員を学校運営協議会の委員として任命し、報酬をお支払いします。なお、新たな委員を加えることもできます。
- ・ CSモデル事業の検証のため、アンケートなどのご協力をお願いすることがあります。

○ 今の魅力協の体制イメージ図



○ CSモデル事業での体制イメージ図



※イメージ図の中の「※」部分は、今の魅力協から変わるところです。

○ 主なご質問&生涯学習課・学校教育課からの回答

質問 :魅力協とCSは、さほど変わらないと感じました。CSモデル事業は必要なのでしょうか。

回答 :魅力協とCSには、似たところと異なるところがありますが、実際にCSモデル事業をやってみて初めて分かることも多いと思います。検証のために、ご協力をお願いします。

質問 :CSモデル事業に参加すると、大変なことがあるのでしょうか。

回答 :基本的には、今の魅力協の会議とCSでの会議は、おおむね変わらないと考えています。

CSの特徴である「承認」や、アンケートへの回答など、新たに実施することのご負担をいただくことがあります。また、委員の身分や報酬などの変更によって不都合なことが起こるのであれば、どのように工夫すればよいかも検証させていただくことになります。



質問 :CSモデル事業に参加すると、魅力協の活動のためのお金は増えますか。

回答 :魅力協の活動に使うお金の額はそのままです。CSモデル事業のための新たな活動やその費用については、今後整理していきます。

質問 :CSモデル事業での責任というのは、魅力協とは違うものになるのでしょうか。今までボランティアだった魅力協委員が、学校運営協議会の委員となって学校運営に「当事者」として関わるのは、難しいのではないのでしょうか。

回答 :学校運営の責任者は、あくまで校長のままです。魅力協でも、CSモデル事業でも、委員になったからといって、重大な責任を負うことはありません。

学校運営協議会は、法令上、一定の権限を持ちながら、保護者や地域住民などが学校運営に参画するための制度です。保護者・地域側からは学校や教育委員会に意見を伝え、学校からは保護者・地域側に学校の状況などを伝える仕組みです。

このように、少し仕組みを変えることで、皆様に「当事者」として関わっていただきやすい環境を整えられると考えています。サポート、支援をしますので、ご協力いただければ幸いです。

質問 :学校運営協議会が学校運営の基本的な方針を「承認」することになりますが、どのように行うのでしょうか。

回答 :「承認」とは、同意、賛成、支持などのことです。

学校が示す方針に対して、同意や賛成ができるか、できない場合はどうすれば合意できるのか、などを話し合ってください、同意できる内容にまで改善を図るようなプロセスを考えています。



質問 :CSモデル事業では、学校運営協議会による「承認」がないと、学校運営が始められないのでしょうか。

回答 :「承認」は、学校運営の基本方針の部分にのみ行います。「承認」のある・なしで、子どもたちの安全が左右されたり学校が開けなくなったりすることはありません。ただ、承認されていない状況が続くのは望ましくありません。校長は、理解を得られるよう十分な説明をして、承認いただけることを目指します。市教委も、学校運営協議会の運営が適切にできるよう、必要な支援などを行うことを想定しています。

質問 :CSモデル事業を実施した後は、一斉に全校へCSを入れていくことになるのでしょうか。魅力協はどうなるのでしょうか。

回答 :CSモデル事業で検証してみて、一斉にできるのか、地域の状況の違いがあるのでゆっくり実施した方が良いのか、魅力協はそのままが良いのかなどを判断したいと考えています。魅力協の運営は、CSモデル事業の後も継続していただくことを前提として、CSモデル事業の準備を進めているところです。CSモデル事業は、あくまで検証のために実施するものなので、現在の魅力協の役割や活動などが変わるものではありません。引き続き、ご協力をお願いします。

研修のアンケートでは、「早い段階で情報をいただけて良かった」とのお声や、「初めて聞くと理解が難しいのでは」とのお声もいただきました。内容が複雑であったり、事業の詳細が未定のところもあたりしましたので、今後も丁寧な説明を心がけ、情報を発信させていただきます。

「CSモデル事業や、それ以外のことも、もっと知りたい!」「地域に説明に来てほしい!」など、何かご要望がありましたら、お気軽に生涯学習課へご相談ください!

○ その他の質問

- ・ ボランティアで協力してくださる方に、気持ちとしてお茶を出したい。
 - 今の「事務の手引き」では、委託料から支出できるお水・お茶は、魅力協の定例会議の出席委員人数分です(急な欠席で余る場合は、賞味期限内であれば、次の会議に回してください。)。ボランティアさん方の飲み物は、各自お持ちいただくようお知らせください。

なお、ボランティア活動で使う物で、原則税込み1万円未満の物は、委託料から購入可能です(軍手、汗拭きタオル、カイロ など)。迷う場合は、生涯学習課にお気軽にご相談ください。

今後、委託料から支出できる内容に変更があった際には、皆様にお知らせします。
- その他、各魅力協で工夫して、お茶を購入した事例は、以下のとおりです。
 - ・ 学校と子どもたちのためのボランティア活動なので、学校応援基金から支出
 - ・ PTA との共催事業なので、PTA 会費から支出
 - ・ 宇都宮市の「まちづくり活動アプリ」に活動を登録し、参加した方にはアプリからポイントを受け取っていただく。(アプリについては、みんなでまちづくり課 028-632-2287)

○ 今年度のスケジュールについて

- ・ 12月下旬～1月中旬: 令和5年1月～12月の謝金受領書の再確認
→ 生涯学習課で受付済の一覧を、学校宛てにデータで送付するので、上記期間に謝金の支払があった魅力協は、抜け漏れがないかご確認をお願いします。
- ・ 1月末まで:【様式第9号】推進員活動日誌のデータ提出
→ 令和5年4月から令和6年3月末(見込みを含む)までのエクセルデータを、学校経由またはメールにて生涯学習課代表宛てに送信してください。(職員個人宛てには送付しないでください)
※ 1協議会1つのシートにまとめる。日付の順番は前後して OK。シート名は変えない。
- ・ 2月上旬: 魅力協関係者研修会(2)
→ 10月の研修会でできなかった情報交換や、実績報告前の個別相談会などを予定
- ・ 2月5日～2月16日: 令和5年度実績報告・令和6年度事業計画の受付
→ 必要書類や各魅力協の受付日時などの詳細は、12月 下旬ごろにお知らせする予定です。



○ 委託料の適切な経理のお願い

- ・ 必要な物を必要な数量、使う前に購入するよう、ご協力をお願いします。今年度に使わない物を今年度の委託料から購入するのは NG です。不適切と見なされるような、次年度に使用されると思われるインクやトナー、コピー用紙などの大量購入はしないでください(特に12月以降)。
- ・ 2月の実績報告の受付以降も、令和5年度の魅力協の活動や支出は、3月31日まで可能です。実績報告の受付時に、活動や支出の見込みをご相談・ご報告ください。個別の状況をお伺いし、必要書類の提出期限などをご案内します。
- ・ 今年度の委託料の使わない分は、翌年度5月に返納いただくこととなります。返納する額が、翌年度の委託料の金額の増減に影響することはありません。
- ・ 委託料の留意点などについては、「事務の手引き」に詳細が載っていますが、悩むことや迷うことなどがありましたら、お気軽に生涯学習課にお問い合わせください。

お問い合わせ・通信のご感想やご意見など: 宇都宮市教育委員会事務局

生涯学習課 電話 028-632-2679 メール u4606@city.utsunomiya.tochigi.jp

学校教育課 電話 028-632-2728 メール u4602@city.utsunomiya.tochigi.jp